

# 「令和3年度に実施した仕事」の振り返りシート（B：裁量無及びその他）

記入日 令和 4 年 4 月 1 日

事業名称		法外援護事業費、生活保護援護事業費 [生活保護等援護事業]										
予算科目	款	3	民生費	項	3	生活保護費	目	2	扶助費	事業番号	1-2	
事業の種別		<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施することが法律等で義務付けられているもの(市の上乗せなし) <input type="checkbox"/> 課内庶務等 <input type="checkbox"/> 休止したもの <input type="checkbox"/> 廃止したもの										
担当部署・課長名		生活福祉 課庶務係・保護第一・保護第二 係					課長名		青木 一麻			
この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。								施策番号		2 - 5		
【施策名】 社会保障の充実								総合計画書(ページ)		63		
1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。 要保護者(現に保護を受けているとないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者)				① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標) 被保護者数(保護を受けている人員数。受けていない要保護者は計測不可)。							
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 最低限度の生活の保障及び自立を助長する。				② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標) 被保護者数。 (自立助長の指標は計測不可)							
	③ そのために何をしましたか。 (保護決定前) ・生活に困窮する世帯からの相談 ・保護申請の意思のある世帯の申請を受理 ・保護の実施 (保護開始決定後) ・金銭給付等による最低限度の生活の保障 ・ケースワーク業務による自立の助長				③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標) 扶助費(法外援護事業費、生活保護援護事業費)の支給額(円)							
2 指標の推移			単位	過去2年間の実績		当該年度		成果目標				
				平成31年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度目標	令和5年度目標				
	対象指標	①の数値	人	1,919	1,860	1,829						
	成果指標	②の数値	人	1,919	1,860	1,829						
	目標	②の目標値	%	100	100	100	100	100		100		
目標値設定の考え方(課内庶務、休止したもの、廃止したものを除く。) 被保護者のうち自立している数(計測困難)。												
	活動指標	③の数値	円	3,169,101,014	3,118,592,335	3,078,392,128						
3 経費	事業費(実績)		円	3,169,101,014	3,118,592,335	3,078,392,128	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外)年間単価は、8,250,000円 時間単価は、4,200円 で計算してください。 【算出根拠】令和2年度決算数値(退職手当組合負担金、共済費も含む。)					
	財源	一般財源	円	781,723,174	794,333,203	789,050,109						
		特定財源	円	2,387,377,840	2,324,259,132	2,289,342,019						
	(うち受益者負担)		円	0	0	0						
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	15.0	15.0	14.0						
		所要人数(再任用)	人	1.0	0.0	0.0						
職員人件費(再任用以外)		円	124,650,000	125,700,000	107,250,000							
職員人件費(再任用)		円	3,010,000	0	0							
事業費+人件費		円	3,296,761,014	3,244,292,335	3,185,642,128							
4 課題	今後の課題(仕事の最適化・合理化の提案) ※廃止したものを除く 関係法令や他法他施策の内容変更によって生活保護法上の取扱いが変更になることが多く、事務内容がより複雑化している。 社会福祉法により定められたケア-カ-の定数が配置されておらず、自立助長を促すための十分なケア-カ-が困難な状況となっている。また、生活困窮者自立支援金事務が発生し、ケア-カ-定数を圧迫している。											
	5 今後の方向性	仕事の方向性(「4課題」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など) ※廃止したものを除く 国・都からの関係通知等を課内周知し、引き続き事務内容の点検を行うことで、適切な生活保護業務の実施を図る。 組織部門に働きかけ、社会福祉法の定数通りのケースワーカーの配置を実現してもらう。										